

## 第三者加害補足資料

### 1 第三者加害事案とは

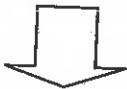
公務災害又は通勤災害事案のうち、他人（所属団体・基金を除く）の不法行為によって災害が生じたもの。

<例>

出張中・通勤中の交通事故、犬咬み、住民等（被疑者、生徒等を含む）からの暴力など

<第三者加害事案の成立要件>

- ア 加害者に故意又は過失があること。
- イ 権利侵害及び違法性があること。
- ウ 損害が発生したこと。
- エ 加害行為と結果発生の上に相当因果関係があること。
- オ 加害者に責任能力があること。



全ての要件を満たすことで法律上の賠償責任が生じる。

### 2 第三者加害事案の留意点（交通事故事案の場合）

#### (1) 被災職員の留意事項

<事故現場において>

- ① 被害者の救護
- ② 警察への届け出
- ③ 災害の確認（スマホの活用）
- ④ 相手方の確認（氏名、連絡先、保険の内容など）
- ⑤ 所属への報告
- ⑥ 任意保険会社への連絡

(注意事項)

- ・勝手に示談を締結しないこと
- ・示談は口頭でも有効成立するので注意  
「法律上の損害賠償をする」がベター
- ・過失の割合は原則としてしないこと  
「保険会社と相談する」がベター

<事故後の対応>

- ① 公務災害認定に係る書類の作成
  - ・医療機関で診断書を入手
  - ・交通事故証明書を入手
- ② 示談について所属と連絡を取りながら交渉すること。
- ③ 公務災害では、基金の補償と人身傷害保険は重複して受けることができないことに注意

(2) 担当者の留意事項

〈事故直後〉

- ① 事故状況の確認
- ② 被災職員が勝手に示談を締結しないよう指導
- ③ 公務災害認定に係る書類の作成
  - ・示談先行か補償先行かについて基金支部と連絡調整を行うこと。

〈事故後から治ゆまで〉

- ① 相手方との交渉に協力、経過を基金の報告
- ② 治ゆ後、速やかに治ゆ報告書を提出するよう被災職員に指導
- ③ 第三者から損害賠償を受領したときは、賠償受領報告書（保険会社からの積算明細書など内訳が分かる書類を添付）を提出するよう被災職員に指導
- ④ 被災職員が無断で人身傷害保険の請求をしないように指導

## 自動車保険について

### 1 自賠償保険と任意保険

	自賠償保険	任意保険
加入義務	あり	なし
補償の範囲	人身事故のみ	自動車リスクの全部
支払限度額	あり 傷害 120万円 死亡 3000万円 後遺障害 4000万円	無制限が多い
過失相殺	被害者有利な基準	民法の一般原則

### 2 任意保険とは

相手方への補償	対人賠償	契約車両の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、相手方の治療費や慰謝料などを補償する。
	対物賠償	契約車両の事故により、相手方の車や壁、電柱など他人のモノを壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償する。
自分や同乗者の補償	人身傷害	契約車両に乗車中の人が死傷した場合などに、過失割合に関係なく、実際の損害額に対して保険金を支払う。
	搭乗者傷害	契約車両に乗車中の事故により、自分や同乗者が死傷した場合に、保険金を支払う。
自分の車の補償	車両保険	契約車両の修理費などを補償する。
その他	〇〇特約	